

公の施設の指定管理者の指定の件（身体障害者福祉センター）

令和元年（2019年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
札幌市身体障害者福祉センター
- 2 公の施設の位置
札幌市西区二十四軒2条6丁目
- 3 指定管理者
札幌市西区二十四軒2条6丁目1番1号
公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会
会長 浅香 博文
- 4 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、身体障害者福祉センター
の指定管理者を指定するため、本案を提出する。